

松伏町立松伏第二中学校 部活動に係る活動方針

平成30年9月25日
松伏町立松伏第二中学校

活動の基本方針

部活動の目的

- スポーツや文化及び科学等に親しむ活動を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養を図り、互いに協力し合って友情を深められるようにする。
- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

部活動への所属

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、所属については生徒の選択を大切にす
る。
- 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を踏まえて、柔軟に対
応する。

指導体制の整備について

活動計画

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 毎月の活動計画を生徒及び保護者に学校のホームページへの掲載及び紙面で公表する。
- 日々の活動内容をあらかじめ生徒に指導する。
- 毎月の活動計画及び活動実績の策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性な
どを考慮する。

指導体制

- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて部顧問と面談を実施する。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、部顧問、担任、養護教諭の連携を図る。
- 各部ともに複数顧問制による指導体制を整える。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

会計

- 年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性な
どについて計画を立案する。
- 保護者から徴収した活動費等を適切に管理し、年度末には会計報告をする。

具体的な活動の進め方について

活動時間

- 平日（課業日）は、朝練習等も含み2時間程度とする。授業時間が半日の場合、原則として3時間程度とする。
- 週末（土曜日、日曜日、祝日等）や長期休業中（夏休み等）は、原則として3時間程度とする。
- 練習試合など通常とは異なる活動を行う場合には、規定する活動時間の限りではない。

大会等への対応

- 指定される大会等に限り2週間前からの休養日及び活動時間については、本活動方針の休養日及び活動時間の限りではない。ただし、生徒の過度な負担とならないよう配慮する。（※指定される大会等とは「学校総合体育大会・新人体育大会・吹奏楽コンクール・定期演奏会」とする。）

事故防止及び健康管理

- 活動前に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。
- 活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

部活動指導上の配慮事項

- 各部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施する。
- 適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

○適切な休養日等の設定について

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえ適切な休養日を設定する。

- 平日（授業のある日）は、少なくとも朝練習も含み1日を休養日とする。
- 週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末に大会参加等で2日以上活動した場合、大会終了後の平日を休養日として振替える。
- 長期休業中（夏休み等）も、週末の休養日の設定と同様にする。また、学校閉庁日（8月13日～8月15日、12月29日～1月3日）は休養日とし、一定程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズンを計画的に設定する。ただし、2週間以内に全国大会等への出場を控えている場合、休養日としない場合もある。
- 定期試験への対応
原則として、中間試験開始日の3日前から終了までの期間、期末試験開始日の4日前から終了までの期間は、休養日とする。